

## 川崎市議会議会交際費取扱指針

### 1 基本的考え方

議会交際費は、議長及び副議長が議会を代表して外部と交際するための経費として、社会通念上妥当と認められる範囲内で必要最小限度の額を支出するものとし、議会活動の公正性及び透明性を確保するため、その内容を広く市民に公表するものとする。

### 2 支出項目及び支出内容

議会交際費の支出項目は次に掲げる項目とし、その支出内容は当該支出項目に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

#### (1) 会費

外部の団体が主催する会議、懇談会等への出席会費

#### (2) 弔慰金

香典、供花等の経費

#### (3) 見舞金

病気見舞金、災害見舞金等として支出する経費

#### (4) 接遇金

来客応接、訪問等に要する経費

### 3 公表方法

議会交際費の公表は、毎月20日までに川崎市議会ホームページに前月支出分を掲載することにより行う。なお、掲載期間は、現年度及び過去5箇年度とする。

### 4 公表内容

川崎市議会ホームページに掲載する内容は、次のとおりとする。

#### (1) 支出年月日

#### (2) 支出項目

#### (3) 支出金額

#### (4) 具体的な支出内容

#### (5) 支出の相手方（ただし、病気見舞金の場合は、非公開）

### 5 適用

(1) この取扱指針は、平成27年4月1日以降に支出する交際費から適用する。

(2) 掲載期間の定めは、令和3年度から適用する。